

大阪広域水道企業団議会事務局規程をここに公布する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団議会

議長 星原 卓次

大阪広域水道企業団議会規程第1号

大阪広域水道企業団議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪広域水道企業団議会事務局（以下「事務局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会議及び委員会に関すること。
- (2) 会議録に関すること。
- (3) 議員の報酬及び費用弁償に関すること。
- (4) 議決及び決定事項の処理に関すること。
- (5) 請願及び陳情に関すること。
- (6) 議会の広報に関すること。
- (7) 職員の服務に関すること。
- (8) 予算、決算及び経理に関すること。
- (9) 文書の受発及び保管に関すること。
- (10) 公印の管守に関すること。
- (11) その他庶務に関すること。

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務の執行で簡易なものの企画及び調整並びに調査に関すること。
- (2) 通知、照会その他往復文書に関すること。
- (3) 職員の出張、休暇その他服務に関すること。
- (4) 軽易な広報に関すること。
- (5) 前各号に準ずる事項に関すること。

(事務局長の専決事項の代決)

第4条 事務局長の専決できる事項について、事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指定する職員がその事項を代決することができる。

(後閲)

第5条 代決した事項のうち必要と認められる事項については、事後速やかに閲覧に供するものとする。

(報告義務)

第6条 専決した者は、必要があると認めるとき、又は議長から報告を求められたときは、その専決した事項を議長に報告しなければならない

い。

(準用)

第7条 事務局の事務処理については、この規程に定めるもののほか、大阪広域水道企業団の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。